

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号

新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

稼ぐ部下 私は社員に「お客様の言葉だけをすべて書き留めて、宿題をもらって1日1個勉強しなさい」と言っている。私はこれを20代のころから習慣化しており、このおかげで知識の幅、お客様との会話の幅を広げることができた。当時は、一人前になるためにお客様のことを知ろうと必死に始めたことだったが、この習慣のおかげで結果、人に喜ばれ、期待に応えることができたことでお客様の信頼を得て自動的に私の営業成績は上がっていました。稼ぐ部下は「習慣化する方法」を知っている。一見遠回りに見えてても、もっとも確実な人生成功への近道は「習慣」にある。1億円俱楽部主幹・オフィシャル代表取締役江上治・月刊ボス。

ヒントヒント

税務 ミニガイド

税務署から送付されたバーコード付の納付書が必要であったコンビニ納付が1月4日以降、自宅等において納付に必要な情報（氏名、税額等）をいわゆる「QRコード」として作成・出力し、コンビニのロッピ等の端末でバーコード（納付書）を出し、レジで納付することが可能となりました。



特定の一般社団法人等に対する課税の創設

□創設の経緯

平成18年に公益法人制度改革が行われ、平成20年12月に新制度が施行され、従来の主務官庁による設立の許可等が必要とされ、法人格の取得、公益性の判断が一体となっていた公益法人制度について、法人格の取得と公益性の判断を分離し、営利（剩余金の分配）を目的としない社団と財団について、法人が行う事業の公益性にかかわらず、登記のみによって簡便に法人格を取得できる制度として一般社団法人及び一般財団法人（一般社団法人等）の制度が創設されました。しかしながら、一般社団法人等については、会社法における会社等とは異なり株式等のような出資持分がないことを利用した相続税の負担回避の懼れがあることから、今般、特定の一般社団法人等に対する相続税の課税制度が創設されました。

□特定の一般社団法人等に対する課税

一般社団法人等の理事である者（当該一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含みます）が死亡した場合において、当該一般社団法人等が特定一般社団法人等に該当するときが対象となります。

その特定一般社団法人等は、その死亡した者（被相続人）の相続開始の時における当該特定一般社団法人等の純資産額（その有する財産の価額の合計額からその有する債務の価額の合計額を控除した金額）をその時における当該特定一般社団法人等の同族理事の数に一を加えた数で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものと、当該特定一般社団法人等を個人とそれぞれみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課することになります。

□一般社団法人等

一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時に公益社団法人又は公益財団法人、非営利型法人に該当するものを除きます）。

話のタネ

○西洋料理には、まず、オードブルという前菜が登場するが、発祥の地はフランスではなくロシア。ロシアは寒くて広い。人々は点在しており、雪や氷に足をとられ、なかなか時間通りにパーティ会場に集合できない。みんなが揃うまでは、軽いつまみでウオッカでも飲もうとなる。幸いロシアにはキャビアやイクラなどが豊富。この習慣がヨーロッパに広がった。



□同族理事

一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の当該被相続人と特殊の関係のある者をいいます。

□特定一般社団法人等

特定一般社団法人等とは、一般社団法人等であって次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいいます。

- ①被相続人の相続開始の直前における当該被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超えること
- ②被相続人の相続の開始前5年以内において当該被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること

□適用関係

この特定の一般社団法人等に対する相続税の課税制度は、平成30年4月1日から適用されています。ただし、一般社団法人等が平成30年4月1日前に設立されたものである場合には、この規定は、平成33年4月1日以後の当該一般社団法人等の理事である者（当該一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含みます）の死亡に係る相続税について適用されます。

消耗品等の取扱い —災害備蓄品の場合—

消耗品その他これに準ずる棚卸資産の取得に要した費用の額は、その棚卸資産を消費した日の属する事業年度に損金に算入するのが原則ですが、例外もあります。今回はこの例外について考えてみたいと思います。

1. 法基通2-2-15 会社が事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産の取得に要した費用の額を継続してその取得をした日の属する事業年度の損金の額に算入している場合には、これを認めますと規定されています。但し、作業用消耗品とは、その消耗状況からみて一般的に消耗品として認識されるものが該当し、もともと固定資産である作業用の工具、器具及び備品は該当しないので注意してください。

2. 災害備蓄品の取扱い 2018年は大災害が

続きましたが、今後の災害に備えて、会社がヘルメットや毛布等を準備したり、非常用の食料品を購入しておくケースが増えることが考えられます。これらの税務上の取扱いについてまとめます。

①ヘルメット・毛布等の扱い 指法67-5によりヘルメット等の購入金額は通常一組・一つの金額が10万円未満であるため、少額減価償却資産として全額購入時の損金算入が認められることになります。

②非常用食料品の扱い 国税庁質疑応答事例「非常用食料品の取扱い」に明記されています。すなわち、消耗品の一般的な取扱いとして、使用分はその使用した事業年度で損金に算入され、残りは、棚卸資産として資産計上されます。

但し、フリーズドライ食品や缶詰等の長期備蓄用の非常用食料品については、災害に備えて購入するものであるから、備蓄することで事業に使用したと認められることから、その購入金額全額を購入時の損金の額に算入することができます。

ナマの税務相談室

Q 被相続人甲は生前甲が居住用に供していた家屋とその敷地(以下「本件居住用物件」という。)を7,000万円でA氏に売却する

契約を締結していました。物件の相続税評価額は5,000万円です。ところが事もあろうに事故で死亡いたしました。甲は契約時に手付金として1,000万円をA氏から受領しています。小規模宅地の評価減問題、相続税の取得費加算問題等、相続人乙は相続税の申告に際してどのように申告すべきかご教示下さい。

A 分かりました。今のお話では相続開始前に売買契約がなされ手付金も頂いています。ただ、残代金の授受がなされないまま甲が死亡したために相続開始時点では物件の引き渡しがされていない所有権の移転登記もされていません。さて、相続税の課税財産は如何なものかというご質問ですね。

以前このようなケースで課税財産の判断が裁

売買契約後の相続開始

判で争われ、結論は、譲渡した財産の売買代金請求権が課税財産を構築するというものです。(最高裁昭和61年12月5日判決)

Q そうなりますと特定居住用宅地の小規模評価減問題は該当いたしませんですね。譲渡所得問題が発生いたします。契約締結日基準か、引き渡し日基準か、選択ができます。

契約日基準を選択した場合、被相続人甲の確定申告が必要です。居住用宅地であったので3,000万円特別控除の適用を受けることができます。

引き渡し日基準を選択する場合、相続人乙は、取得費加算の特例適用期限内に相続財産を譲渡したことになりますから、相続税の取得費加算の特例の適用対象となります。

Q 本日はお忙しいところ、色々とご教示有難うございました。

ナマの税務相談室

夫婦一緒の老人ホーム 入居と小規模宅地特例

被 相続人の老人ホームへの入所などにより相続開始の直前において被相続人の自宅が居住用に供されていなかった場合でも、自宅を「居住の用に供することができない事由」があるものとして、小規模宅地等についての8割評価減の相続税の特例の適用を受けることができます。

要 件は、被相続人が相続開始までに要介護認定・要支援認定を受けていたこと、老人ホームが、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、サ高住などに該当することです。

夫 婦が一緒に要件適格の老人ホームに入居し、被相続人が要件適格の状態で死亡した場合で、遺族となる配偶

者が相続取得する時は、配偶者は無条件に小規模宅地等の特例適用対象となります。

そ の後配偶者が自宅に戻ることなく老人ホームに入居し続けたまま亡くなり、第2次相続が開始したとしても、その相続開始前に、配偶者も要介護認定・要支援認定を受けて要件適格になつていれば、第2次相続に於いても、自宅は小規模宅地等の特例適用対象可能宅地となります。

夫 婦の留守宅に相続人となる子供が親の老人ホーム入居前から住んでいた場合は、その子供は同居親族の扱いになりますので、小規模宅地等の特例適用対象者となります。

自 宅を相続する子について
は、いわゆる「家なき子」

も小規模宅地等の特例適用対象者となります。平成30年の税制改正で、適用要件が厳しくなりました。「家なき子」には同居要件も相続後居住要件もありませんが以下の①～⑤の要件が課せられています。

①被相続人の相続人に配偶者がいないこと

②被相続人に同居相続人がいること

③相続開始前3年以内に日本国内にある自己または自己の配偶者、3親等内親族等の所有する家屋に居住した実績がないこと（除く被相続人の居住家屋）

④相続開始時の居住家屋につき過去に所有事実がないこと

⑤その宅地等を相続税の申告期限まで有していること

こ の外、適用対象者にいわゆる「生計一」該当者がいますが、この該当者の場合の小規模宅地等は、被相続人の居住地に限定されていません。

4日立春、19日雨水。
初代「伊豆の踊子」を撮った映画監督・五所平之助の俳句です。一旦、自分がこれと決めたら、とにもかくにも一心不乱に突き進んでいくことが尊い、と。

「生きることは一筋がよし寒椿 平之助」
冬枯れの庭。寒氣の中で凛と花開く、寒椿。



努力する人は
希望を語り、
怠ける人は不満を語る。

(作家
井上
靖)

2月の税務メモ

(国 税)

- 贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)
- 1月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 所得税の確定申告、損失申告（2月16日より3月15日まで）
- 12月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間（予定）申告

(地方税)

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| 12日 | ○1月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 16日より | ○12月決算法人の確定申告 |
| 28日
(地方条例による) | ○6月決算法人の中間（予定）申告
○固定資産税、都市計画税の納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。